

平成 28 年 3 月 14 日

各位

株式会社全銀電子債権ネットワーク

業務規則細則の一部改正のお知らせ

サービス機能の改善等に伴い、平成 28 年 4 月 18 日から、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規定細則の一部を以下のとおり改正しますので、お知らせいたします。

○業務規定細則の改正点

①支払いサイトの長期化（業務規定細則第 17 条関連）

記録可能な支払サイト（発生日から支払期日までの最大間隔）を、
現行の 1 年から 10 年に長期化することに伴う改正。

②分割・譲渡予約中の分割記録取消（業務規定細則第 33 条関連）

分割・譲渡記録の電子記録年月日が到来するまでの間（予約期間中）に
譲受人が当該記録を取り消した場合、譲渡人が予約期間中に分割記録を
取り消すことを可能とすることに伴う改正。

③業務規定細則改正時の通知方法の明確化（業務規定細則第 61 条関連）

業務規定細則を改正する場合における、利用者への通知方法の明確化に伴う
改正。

（注）サービス機能改善の詳細については、別紙をご参照ください。

なお、サービス機能改善項目のうち、「分割・譲渡記録予約中の債券金額
表示」については、業務規定および業務規定細則で定める事項ではない
ため、改正は行いません。